



題字: かきたみさ

第54号

2015年8月  
特定非営利活動法人

麦の会

TEL&FAX

022-299-1279

〒983-0834 仙台市宮城野区松岡町17-1 郵便振替口座 02200-8-46178  
E-mail: muginokai@k5.dion.ne.jp http://www.muginokai-koppe.com

### 目次

就労継続支援B型の直接利用の問題について	飯島 茂	…	1p
新人さん自己紹介	鈴木 絢	…	3p
	高橋 秀幸	…	4p
とっておきの音楽祭	阿部 央希	…	5p
コッペ旅行、行ってきました	明石 澄子	…	6p
新聞記事より	① スペシャル五輪夏季大会出場	…	7p
	② なくそう障害者差別	…	8p

### 就労継続支援B型の直接利用の問題について

飯嶋 茂

現在の障害者総合支援法では、就労継続支援B型の利用対象者は、一般就労がうまくいかなかった人となっていて、就労経験のない人は直接B型を利用できなとされています。今までは現状とかけ離れているので経過措置があり、そういう人も直接利用できていましたが、今年の4月から経過措置がなくなり、法律の原則が適用されています。

そのため支援学校の卒業予定者や就労経験のない人でB型の利用を希望する人は、就労移行支援事業所等での就労アセスメントを受ける必要があることとなりました。これまでは、希望する事業所で実習を受ければ基本的にそれでよかったわけですが、その前に、就労移行支援事業所と契約を結び、3日～2か月の就労アセスメントを受けなければなりません。仙台市が示しているフロー図によれば6月～8月上旬に就労アセスメント実施のための申請を行い、8月中旬から10月上旬までに実際にアセスメントを実施し、その結果をもって進路の検討・協議を行うとされています。就労移行支援事業所と契約を結ぶには、相談支援事業所にサービス等利

用計画を作成してもらわなければなりませんから、手続きはさらに煩雑なものになります。

当然希望する事業所での実習もどこかの期間にやることになります。

法律が障害者の一般就労を後押ししたいという側面をもっており、就労継続支援 B 型の利用対象者を限定しているということは理解できますが、しかしながら、どの人にも一律のこの原則を適用することには疑問があります。

一つめは、当事者の自己決定・自己選択との関係です。

当事者の自己決定・自己選択を尊重することは、障害当事者の権利を守ることであり、支援を行う上でも一番大切な事です。B型を利用することを希望していることが明確な当事者にとって、一律に就労アセスメントを行うことは、当事者の意向を無視した制度の一方的な押し付けではないでしょうか。

また、放課後等ディサービスを利用している方は、就労アセスメントを行う日は、放課後等ディサービスを利用できないとされています。必要だから、制度を利用している方にとっても、当事者の意向を無視した制度の一方的な押し付けは、非常に大きな問題です。

二つ目は、就労アセスメントを行う対象者です。今回は B 型の利用対象者との関係で B 型を希望する方だけになっています。しかしながら、仙台市のこの問題での説明会では、「ご本人の能力等に基づいて最適な「働く場」を模索し」「自らの能力に気付くことについては第三者的な視点も必要」とあります。それならば、B型希望者のみならず、他の事業体系を希望する方にも、「自らの能力に気付くことについては第三者的な視点も必要」との回答に基づき、就労アセスメントを行うべきではないでしょうか。『可能性は誰にでもあります』これはこの問題をめぐってお話した区役所の担当者の方のお話です。そこまでいうのならば、全員に行っていただきたいものです。

三つめは、就労アセスメントの実効性の問題です。3日～2か月の就労アセスメントの期間とされていますが、その短い期間でそれまでその人と会ったことのない人が、どれだけのことができるのでしょうか。長くその人と付き合いしてきた支援学校の先生以上の判断ができるのでしょうか。しかも、説明では「中・長期的には過去のアセスメントが本人の考えられる気づきのきっかけ」にもなると説明されていますが、今回示されている就労アセスメントの実効性はそこまで期待できるのでしょうか。

今回の就労継続支援 B 型の直接利用の件は、当事者の自己決定・自己選択との関係で大いに問題です。法律の精神は尊重しつつも、実態に即した制度の運用を求めたいと思います。

# ・自己紹介・

・名前 鈴木 絢 すずき あや

・生年月日 1989年 1月 9日 26歳

・好きな事 お菓子作り・音楽鑑賞・寝る事

・目標 言われた事をきちんと理解し、行動する。  
話しかけてもらった事に対して、自分の思い  
を上手く伝えられるようになる。

・ゴッパで働き始めてもうすぐ1年になります。  
最初は緊張で頭が真白になる事が多く  
上手く動けなかったり、返事が出来なかったり  
しましたが、皆さんが優しく、気さくに話しかけて  
下さるおかげで、落ち着いて行動出来るよう  
になりました。今後とも「迷惑をおかけする事が  
多いとは思いますが、一生懸命頑張ります  
ので、よろしくお願いします。

# 自己紹介

名前…高橋秀幸

生年月日…1982年11月5日

経歴…小学5年生で脳内出血  
(小脳出血)になりましたが  
小学校側の配慮により  
無事卒業しました。

大学4年間存学しましたが  
卒業単位数まで達しなかつたため  
退学しました。

コッペでは早く作業に慣れて  
一人前になりたいです。

# とっておき音楽

とても楽しい青空の中でいい気分、晴れて

ポカポカな一番晴、くれた青空の中で

楽しいとっておき音楽は皆の楽しめる

ようなとっておき音楽会、心を愛する人の

素晴らしい演奏が感じると思う事を

皆の気持ち良く歌声がリズムに乗っています。

来年は世界一だけの花を歌って欲しい

ナ、仙台系且が一番最高、僕の中はうれしい

阿部央希

コッペの一日旅行に参加して

明石 澄子

7月10日・11日に、一日旅行で  
栗馬句に行ってきた。旅食館に着  
いてから、水着に着かえて、プールに  
入りました。水の中を歩いたり、波の  
ある所であそんだりして、とても楽  
しかったです。夜は、宴会で、カラオケ  
を歌ったり、ゲームをしたりしました。  
今日泊まった部屋は、ベッドのあ  
る部屋だったので、ぐっすり眠れました。  
2日目の朝は、朝食を食べてからバス  
にのって、岩かがみ平まで行きました。  
景色が、とてもきれいで、なかがめも  
最高でした。それから、かわいい  
Tシャツを買ってもらったので、とて  
も、うれしかったです。

フリー

フリー

七恵ちゃん!!

# スペシャル五輪夏季大会出場の2選手

米国のロサンゼルスで25日に開幕する知的障害者のスポーツの祭典「スペシャルオリンピックス夏季世界大会」に出場する県内の2選手が14日、県庁を訪れ村井嘉浩知事に抱負を語った。

2人はいずれも仙台市泉区在住で、体操競技の斎藤七恵さん(29)と、陸上競技10000メートルと50000メートルの県立文通高等学校沼高高等学園3年佐々木 除君(17)。

2回目の世界大会出場となる斎藤さんは「どんな時も笑顔で頑張りたい」と話している。

## 県庁で全力誓う

「い」とあいさつ。初出場の佐々木君は「出場できなかった選手の分まで全力を出し切る」と述べた。

村井知事は「慣れない環境での競技は体調管理が大変だが、日ごろの練習の成果を発揮してほしい」と励まし、激励金を贈呈した。

スペシャルオリンピックス世界大会は、知的障害者の自立と社会参加を目的に4年に1度開かれる。県内からは斎藤さんと佐々木君のほか、テニス競技に小原愛美さん(23)＝柴田町＝が出場する。



村井知事(中央)に世界大会出場の抱負を語った斎藤さん(右から2人目)、佐々木君(同4人目)

コッペの 斎藤七恵さんが、村井知事を表敬訪問した時の記事です。米国のロサンゼルスに行っています。ぜひ、がんばってほしいものです。



社会福祉法人あひのまま会  
社務課 辻野 一 廣

及川 智

(36歳・仙台市若林区)

現在、仙台で「持論」を理由とする差別の解消を目的とした条例(以下、条例)の制定が検討されている。昨年の夏、奥山豊子市長が諮問機関「仙台市豊巻市推進協議会」に条例制定を諮問し、9月は議論が始まった。2016年4月施行を目指している。

「持論者を差別してはいけない」と誰でも思っているだろう。だが、具体的にどのような差別に当たるのかを判断するのは難しい。それを判断する物差しが条例ではないかと思う。差別を解消し未然に防ぎ、持論者の有無にかかわらず市民として尊重されるべきであるために必要なものである。

持論者は生まれつき手足と言語が不自由で、常時草いすを使用している。これまで多くの理不尽な対応を受けてきた。一例を挙げる。28年前、当時の養護学校(現特別支援学校)から健児が通う地(小学校)に転入した際、学校側から「修学旅行や運動会などの行事に参加できない」と通知された。今でも母の涙が忘れられない。その後、学校と協議を重ねて行事への参加は可能になった。現在でもこれに類する例は少なからずある。

今更にと、私の状況をよく理解してほしいまま、行事参加は難しいという判断があったのではないかと。そこには相互の協議がなかった。一方的に判断され決定された。通知の前に協議の場を持てなかった

### なくす障害者差別

## 条例化への十分な議論を

か、どのような疑問と知覚が残る。この事例も含め、条例制定の基礎資料として500を超える事例が集められた。差別が顕著であるといふことは、障害への誤解や偏見、無関心、交遊機会の利用に関するもの、教育現場に関するものなど、実に多岐にわたった。事例をどのように集めていったら不利を解消するのか、どのような論を書き上げるに当たって「差別と持論を重なる点」によって「差別とは何か」「どのような仕組みが必要か」といふ点を軸とする。

条例の上位規範に当たる「持論者権利条約」と「持論者差別解消法」が基本理念の1つに「他者の平等」がある。持論者がない人と同じように行動し、生活できる社会でなければならぬといふことが、だ。ちなみに、それまで持論者への配慮や思いやりが提供されてきた。取り組むべき方法を「権利と義務」という観点で捉え直し、規定した。重要なのは、これらは持論者にとって特別な権利を与えるものではないといふことだ。あくまでも、持論者のない人が口論的に行くと、当たり前に行っていることは持論者も同様にできるものには環境を整えていくべきといふことなのだ。

そのためには市民的議論が不可欠だが、まだ一歩に足りていない。協議会でも「差別とは何か」「持論のない市民の平等とは何か」という根本の論点をもちと探めてほしい。施行時期も来年4月と決まらずに、十分な議論を望む。

持論者差別解消法、市民全体で取り組むべき課題だ。言い古されだ言葉だが「持論者が暮らしやすい街は、誰にとっても暮らしやすい街」になる。今ある差別をなくし、未来に差別を生まない。そのための議論をしよう。(投稿)

## 夏バテ防止に



## りんご酢 調味料活用術

りんご酢と粒マスタードで  
サラダや温野菜などに  
爽やかなマスタードドレッシング

- 【2~3人分】
- りんご酢.....大1
  - 油.....大1
  - 粒マスタード.....大1/2
  - 塩.....小1/3
  - こしょう.....適量



りんご酢としょうゆ十豆乳で  
いつもの冷奴や海藻サラダなどに

### コクのあるごま豆乳だれ

- 【2~3人分】
- りんご酢.....大1
  - しょうゆ.....大1
  - 豆乳.....大1
  - すりごま.....大1
  - 黒胡椒.....小1/2

